

別紙3 令和元年10月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向けQ&A 最新版

| NO | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 無償化の対象外となる費用はありますか。 | 守口市独自無償化及び国施策無償化のいずれの場合においても、食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療に係る費用（肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費）も、無償化の対象外です。 |
| 2 | 学校教育法第18条に基づく就学猶予（免除）の対象となった児童についても、無償化の対象になりますか。 また、その場合に6歳になっても就学猶予（免除）の対象となっている場合は、無償化対象児童になるということでしょうか。 | 就学猶予（免除）の対象となった児童についても、年齢にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの間においては、国施策無償化の対象となります。 |
| 3 | 複数の障がい児がいる世帯で、例えば第二子だけが国施策無償化対象児童となった場合、第二子については上限額管理は不要となりますが、守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない第一子についても上限額管理を行わないこととなりますか。 | 左記の例で、守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない第一子が2以上の事業所を利用している場合は、第二子の国施策無償化に関わらず上限額管理が必要になります。複数の障がい児がいる世帯で、それぞれ1事業所のみを利用していた場合は、第二子の国施策無償化により、事業所間で世帯の利用料を配分する必要がないことから、守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない第一子の上限額管理も不要となります。 |
| 4 | 保育所等訪問支援及び特例障害児通所給付費について、守口市独自無償化対象者に係る利用者負担額の支払い方法については、「令和元年10月利用分のみは、受領委任払いではなく償還払いのみ」の対応になるとのことですが、当該償還払による支給の申請は、いつからいつまでの間に行う必要がありますか。 | 令和元年11月1日から令和2年1月31日までの間に保護者の方に行っていただく必要があります。 |
| 5 | 令和元年10月以降利用分について、国施策無償化対象生年月日に該当する利用者が非課税該当あるいは生活保護該当の場合は、当該利用者の請求については、国施策無償化対象としてではなく、非課税該当あるいは生活保護該当として請求を行うこととなりますか。 | お見込みのとおり非課税該当あるいは生活保護該当として請求を行ってください。国施策無償化対象としての請求は行わないでください。 |